

1. 件名：株式会社日立製作所王禅寺センタの廃止措置計画の変更認可申請及び保安規定の変更認可申請に関する事業者ヒアリング

2. 日時：令和元年11月8日（金）10時00分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁9階南会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、木村安全審査官

株式会社日立製作所

王禅寺センタ長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

・日立製作所からの配付資料

資料1：HR19-237 rev1 日立教育訓練用原子炉に係る廃止措置計画変更認可申請の概要

資料2：HR19-240 日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更申請の概要

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:49	はい。それでは日立のヒアリングを始めたいと思います。そうしましたら資料に基づき説明の方よろしくお願ひいたします。
0:01:00	日立のオオウラです。それでは資料に基づいて御説明させていただきます。前ですな資料としての構成としては、最初、4 ページ目まで。
0:01:13	方、審査会合を含めてその後の面談で等いただきましたコメントのリストという形でまとめさせてもらってます。1 ページ目が9月30日の審査会合でいただいた。
0:01:28	コメントというか指摘事項について一番から5番を変えて示しております。
0:01:34	2 ページ目ですけれどもそれ以降ですな面談なり、あとそのあとの
0:01:41	ご質問とかいただいたところを2 ページ目から、
0:01:47	最後ですな最近いただいた4、質問も含めたものを4 ページ目に出てるという形で調査資料を整理させていただいてます。
0:02:00	ちょっと今日御説明としては分量も多いので、まず1 ページ目に戻っていただいて、
0:02:06	それぞれコメントというか指摘事項に対して、一番右側にその回答ということでページをほうを書いておりますので、そのページを御説明するという形にさせていただきたいというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。
0:02:21	はい。
0:02:22	それではまず1番目ですけれども、指摘事項としては、人の移送の必要性の確認等人の判断基準ということで5 ページ目。
0:02:35	見ていただきたいと思います。
0:02:38	よろしいですか。はい。
0:02:39	5 ページ目、これ前回小田審査会合出したときの資料の中の①のところに米印で書いておりますここちょっと修文させていただいてます。ええと変わったところを赤字でなってます
0:02:56	主に事業所屋外排気が完了するまで減少して行く計画であったということであったんですけども、それが未定になってきたというね長期にわたる可能で出てきたということで、一方ですな雨漏りが発生をするというような年計念願とも影響まで
0:03:15	出始めているということです。この矩形年間により直ちに縦の短深層耐震性等影響生じない。
0:03:24	ですけれども雨漏りとかそういうことで申し上げて答え漏えい等の汚染拡大のリスクを低減させるということで新規の底はえの必要が必要があると判断をしているということです。現在ですな容器では健全であるということで、
0:03:42	緊急に原子力施設から層厚移送する必要性はなく、この倉庫が完成次第直ちに行うということで計算を計画しているということで、今回必要性というのを修正をさせていただいてます。

0:03:59	ちょっと1ページ目だけさ等全部やってから御質問を受けたいと思います。2ページに戻っていただいて
0:04:09	これ、
0:04:10	これ多分時LⅡの廃棄物がどういうものかということの御質問だったので16ページ目を見ていただいて、
0:04:23	ちょっと15分後14になってます。ちょっとすみません。
0:04:31	もうちょっと何かと思います。
0:04:34	女性がとしては14ページになってますけどもこれはもう、前回の面談を御説明した内容と変わってません。RⅡの廃棄物30分については200リッタードラム缶30分については発生場所としてはHTTRとをcfということで、
0:04:52	それぞれ発生場所と内容物でそれが入っている容器の数量ということで書いておりますこれを200リッタードラム缶に換算して30本というような形でやってますんで、具体的な
0:05:07	その前のページですね、
0:05:12	保管中のつ30分ということではこういうものが今入ってるというようなところで
0:05:17	す。
0:05:17	ということで今、ここは回答させていただいてます。
0:05:22	ちょっと1ページ戻っていただいてつき固縛に関するご質問に対しては、18ページ目から、
0:05:33	Aと書いてますんで、これちょっとうちの人たちのガモウのほうから説明させていただきます。
0:05:40	ちょっとごめんなさい。
0:05:42	日立ガモウです。
0:05:46	18、
0:05:51	もう面とか、
0:05:54	固縛についてですけれども、ドラム缶と角型容器があるということで、目的としては保管容器の点をおと施設外への飛散とO.の防止ということで、
0:06:13	ここに書いてますようなステップ1234のステップで検討しております。
0:06:22	これSTEP1において、浮上がり防止のができる形状の検討を行いまして、ステップにその出られた浮上がりのけ形状に対して防止できる形状に対して横風によりを定義しない。
0:06:41	経常かであるっていうことを確認しているということで、ですので、ステップ3としまして、今までの1、一、二から得られたパレット過程大きな負荷がありと伝統が防止できる固縛範囲の設定というので行いまして物件ステップ4で具体的な固縛方法の検討しております。
0:07:01	次の
0:07:04	ページで19ページ目ですけれどもちょっと結論だけ申し上げますと、下のほうに行で書いてございますが、ステップ1ステップ2の検討、検討結果から角形容器は2段積み、2列、

0:07:20	にまだxy軸だよ。Graded2列への等も片方の列は22から10連結以上であれば
0:07:32	浮き上がらず要点もしないとパレットについては3段積みでA3列掛ける4ないし6列でこうすれば、防止できるというふうな検討結果計算結果になっております。
0:07:45	それを実現されるするための国保具体的な方法ですけれども20ページにポンチ絵と写真がございますが、真横をつなぐと横等、まず上の段がパラメータドラム缶ですけれども、パレットの予行同士をつなぐと。
0:08:03	もう一つ、外周をですね、ちゃんと連携するような形にして塊を形成するというようなものですので、下の段が今度Z方向ですね、縦軸ですけれども、上下のパレットを高額な形で連結して、それで何か集合体をなすというふうな
0:08:22	ことを考えております。写真がその具体的な例ですけれどもちょっと上の写真はちょっとなんだろう横連結するために
0:08:32	IVOが出てますがそこにワイヤーを控え、通してやるとか、その下のフォークリフトさせ穴がありますけどそこにちょっと今割合がかかってますけども、こういうところを使って連結していくと。
0:08:44	縦についてはご覧の通りですけれどもivをこの中には通してつないでいくというようなことを考えております。
0:08:54	時21ページはその計算に詰め等に使った計算式が書いてございまして、ご覧の通り、市のすぐ計算式により計算しております。
0:09:05	はい。
0:09:07	はい、委員長が固縛の検討結果になります。
0:09:11	これは、
0:09:14	日立のオオウラですけれども1ページ目に戻っていただいて4番目第二段階、第3回で発生するものを整理して説明するというので、38ページ目。
0:09:26	ここ見ていただいて、
0:09:28	これですね、でこ軸に第一段階第二段階から第4段階ということで、縦軸の下のほうの表でHTTRとCFで発生してますんで、それぞれの放射能のレベルⅡとかということで、
0:09:45	それで発生した廃棄物の重量ですね、第一段階はちょっともうへと容器の中に入ってるの要求を含んだような重量になってますけども、そういうトン数が発生をしているということで、例えば第一段階でHTTRとしては、
0:10:00	64トン発生をしているということでCFで18分ということです。カトウ容器に入ってるのは重量そういうことです。
0:10:08	第二段階では、Nさんが0.67トン発生をして、
0:10:15	ONRとして廻谷というところで750トンでこれからやる解体2-1ということで3トン発生するというふうに見込んでいるということです。多彩な第3段階でトータルで4390トン発生するということは、前回計算結果等でお示した数字をそのまま入れておりますんで。

0:10:33	これがHTTRを後押し含めたの廃棄物の発生量になるというところですよ。
0:10:44	40 ページ、土地ページ戻っていただいて 40 ページですけども、ONRとか戦争汚染の確認の方法とかというところのご質問に対しては 40 ページ目から書いておりますのでこれも嘉門のほうから説明させていただきます。
0:11:02	日立ガモウです。40 ページです。40 ページ目はですねまあ一般論を書いてございまして、左側のフローで手順を示しております。まずですね、使用履歴を調査しましてここでは放射化ないし条線の可能性があるというようなものについては、
0:11:22	次の宿泊講話海部分離除去すると履かせるものを剥がすというようなことを行います。もしもできないケースとかっていうことがありますんでそういったさらさの放射化のさらなる放射化二次汚染の可能性がある場合なしの場合ということですよ。矢印が飛んでいくんですがありの場合ですと、
0:11:41	綿密にまず初期値を測定しますけれども前面の表面密度測定を行います。そこでその時に代表サンプリングを行いますがこの代表サンプリングはその右側の図にサンプル方法っていうがありますけれども、
0:11:58	前面の表面密度測定の結果ですね最大値を示した箇所を含んで 10 平米も未満ごとにサンプルポイントを複数設定するということで考えております。
0:12:12	それ、そこで深さ方向にですねその下に飛んでますが、一層目から 4 層目のポンチ絵がございましてけれども薄くですね資料採取しまして、一層目にその 3 層目細目とそれぞれの測定を行うということでもどこまでお進み染み込んでいくのか放射化されなかったというようなことを測定を
0:12:32	図ります。そのあとその結果に基づいて下の表は下の表ですね、はつる条件範囲や深さ方向の範囲を決めまして、この 00 では PPB さんっていうところにおいて 3 層目まで汚染があったと。
0:12:49	いうふうな結果ですと、そのプラス一層目まで余計にですね、はつり範囲状況というふうに設定しまして全体をはつるというようなことを行います。
0:13:00	それで最後に確認測定を行いまして、なる判断という流れになります。ご確認不定ですね、仮にですね、この時点で汚染が除去されている来ってということが基本だと思うんですけども、仮にですね、汚染が水出てしまったら、
0:13:16	上に戻ってこないの
0:13:20	はつっていくということを繰り返すということになります。
0:13:25	40 ページになります。次のページが国会で次の 41 ページが個別の事例になりまして解体にの配布について書いてますが今申請しています。解体対象物についてというようなことをやりますかということが説明で書いております。
0:13:41	移動用キャスク図面を先に MIS 見ていただくと良いと思うんですが、下にそのキャスクの図がありまして寸法としては 1m 程度のものでステンレスとか短走向とかという枠の中に鉛があるというようなものになります。
0:13:57	まずですね上の表ですけども汚染部位の特定の方法ということですけどもまずは品目ということをやりますとさステンレスな資産その枠を除去してその鉛表面について表面密度測定による全面測定を行うということで、先ほど

0:14:13	40 ページのほうで説明した方法の
0:14:18	測定を行います。
0:14:22	はい。
0:14:25	あともう一つ、使用済み燃料タンク破損燃料タンクですけれども、こちらはですね図はないんですけれどもさすのライニング 6mm厚さの前ピット長のものなんですけれども、表面をすこ測定を行いまして、
0:14:43	前面の測定を行うと。それで最大値が測定されたポイントを含む複数のポイントにおいてという事で先ほどのサンプリングを行いまして確認するというを行いますでここでちょっとSTAR-2 を飛ばしてますけれども、ここ右のほうに行きまして地下水のしみ出しの可能性というのがありますので、
0:15:00	ここはですね、ライニングを貫通しないようにですね、その半分までの 3mm までですね、のサンプルを行ってそこで分析をしていくと。
0:15:11	いうふうなことを考えております。
0:15:14	でコンクリートについては、その他使用済み燃料タンク破損燃料タンクがあるんですけれどもこちらは
0:15:25	サスのライニングの奥になりますので、こちらはNRと対象外というふうに考えております。
0:15:31	原子炉室の床ですが、これは排水配管を埋設して配線測掘るときに発生するもんですけれども、こちらですねNRであり、等であるというふうに考えておりますその理由は括弧書きに書いてますが書いた位置において浸透防止措置された床面剥離分離済みということでその後の
0:15:49	トーセイの履歴がないということから原子炉室床はONRだというふうに書いてます。それこの表にないその他のものなんですけれども床下配管掘り出して配管そのものですか、燃料取扱装置というものはこういうことを行わないでクリアランス対象と
0:16:07	いうそういう計画にしております。
0:16:13	もう 1 枚。
0:16:15	です。
0:16:17	ちょっと次に進めさせていただいても綱はいまだ、まずはちょっとすみません、あれですよ、審査会合のコメント、
0:16:29	ちょっとカトウです。ちょっとあの括弧 2 なんですけど、
0:16:34	審査会以降のコメントを 1 ページ目にまとめていただいたと思ってるんですけど、これ指摘個全部これは本当審査会合のもんですかっていうところで、例えば 3 ページ目の免震パレットの話とかっていうのは、審査会合であります。
0:16:51	そういうことですね、これは、
0:16:54	私が後でメールでいただいているの。
0:16:59	本当に確かににるなっちゃった適切じゃないかと思ひますはい規制庁加藤です。どうしてもでちょっと本当にまずここでまず 1 ページ目はきちんとロードの審査会合での指摘事項でまとめていただきたいと思いますと思ひておまして、

0:17:16	それでは2ページ以降はヒアリングにおいて、事実確認として説明が不足していた部分に対する補足説明という趣旨でよろしいですか。はい、わかりました。はい。
0:17:33	はい。
0:17:39	一つのカトウを呈する系統をちょっと細かい点に様々の注6ページ目のところが指針がちょっとおかしくなっているので修正をお願いしますっていう統計フィードバックわかりましたしました。
0:18:04	それと
0:18:11	18ページに回位、今日による建屋上げるときに、浮上がりとか提案等の評価を入れていただいているんですけど。
0:18:27	ちょっとですね、基金だろ審査会合のコメント等の関連っていうのがよくわからなくて、
0:18:36	審査会合でのコメントはあくまで調査中っていうことでどういうふうを考えてますかっていうところになってます。それに対して18ページですって言うのだとまず繋がらないのであれば、きちんと検討しているのはこういうことで、
0:18:54	これに対してはこういう評価をやってこういうことも考慮していますっていう形にしないと繋がらないと思っています。
0:20:57	時評価ではこういう大きさに芝の一つのガモウですええと、集合体をなす形成するということは決める決めることができると思うんですけどもそういう範囲での何でしょうか言い方になろうかと思うんですけども。
0:21:13	続いて、
0:21:14	いけますか、規制庁の加藤です。前回のヒアリングでまずこういう固縛方法っていうのは、この三通りぐらいにしますっていうのが決まったと思います。またそこを言っていたら、それらのその固縛方法に対しては、
0:21:32	自己評価とかで竜巻とか体制のところに対しても問題ないというふうに書いていますので、こういう評価をやっていて、大丈夫ですっていうそういう説明が必要になってくると思いますのでその流れがわかるような形にしないと駄目だって。
0:21:56	日立のオオウラです。了解しました。まずここをポイントは皿のときにカトウさんが多いと言われてましたように、事故時の評価のときに退避を入れてないということなんで、その台風に対しての問題ということで、固縛方法としてどんな方向を考えているかということ。
0:22:14	儘田保の一つの方法でなかった。
0:22:17	いや、一つ懸念です。審査会合のときのコメントとしては固縛方法は検討中ですっていうのがスライド乗っててそれに対して具体的にどう考えてるんだっていうものがあるの直接的なご質問だったので、まずそれに対する回答すると。
0:22:36	そのあとヒアリングにおいていろいろコメントがついてまして、そのヒアリングにおいてついたコメントに対しては補足で説明するのかというのは、これからご相談なんですけれども、分けて記載すると。

0:22:51	で、補足のほうとして今地震だけで考えてるんですけどそうじゃなくてヒアリングのときに、その固縛の目的はよく課税における点等も考えないといけないよねというようなお話があったので、その部分については先ほどトガサキさんから御説明からの指摘があった 90 メーター/s でを何で使うんだと。
0:23:10	いうところも含めて、我々の考え方をお示しすると。
0:23:14	というようなことで対応させていただければと思います。
0:23:20	規制庁の加藤です。おっしゃる通りで、まずは審査会合の指摘事項に対して、具体的な
0:23:30	それではそれで答えていただいた内容で、ヒアリングで、ここの部分補足をして欲しいっていう部分をしたと思ってますので、その部分は後で。
0:23:44	繰り返しですが審査会合での、まずコメントに対して指摘に対してまず答えていただくということが重要になってくると思う。
0:23:56	しました。はい。
0:24:02	規制庁の加藤です。ちょっとまた 38 ページ目、FTA 今回第 2 回第 3 段階で発表するものを記載していろいろちょっと確認なんですか。
0:24:21	はい。
0:24:22	ちょっとすみません、私は間違っておりますがないですけど。
0:24:28	第 2 回会議を書いてある発生量を割った値と南海と第二段階の合計っていうふうに聞いたと思うんですけどそれは結局、違うって第一段階第 I 段階のもの第二段階話題になったのに対して何か第 3 段階のもの。
0:24:44	そういうような理解でよろしい遊んだそれぞれの段階で発生するということですので第 3 の中でいただいている数字は、第 3 段階で出てくるということで、要はこれ、横軸横足せばトータルになると。
0:25:01	そのそれぞれの段階に発生するものを書いてます。
0:25:11	すみません来机上カトウです。ちょっとですねそうするとよくわからがいいのがですね、例えば第二段階で等を承継するとどうなるかとかですね、今後どういうふうな形で見れば方法になるのかってよくわからないんですが、
0:25:32	はい。
0:25:33	そういう意味ではすいません、第二段階の等の小計の数字と抜けてるんで。
0:25:38	そこはちょっと
0:25:40	WEB 足せば小計と数字になるということですので、そこをちょっと今日抜けてますんで。
0:25:47	追加をするにします。
0:25:50	全部。
0:26:01	はい。
0:26:12	どうぞ。
0:26:58	それで、
0:27:02	はい。
0:27:11	あと、HTTR の主要施設が

0:27:16	だから、
0:27:18	38 ページのほうに入ってるかどうかなんですけども。
0:27:25	CCFのほうは原子炉等使用施設情報、
0:27:30	入ってるんですけど、HTTRの主要施設っていうのは、
0:27:34	この中に計上されているのかどうかね。
0:27:40	日立の鈴木です。計上されております。
0:27:45	原子力施設、規制庁のトガサキ、そうであればそういうそれも、
0:27:51	わかるようにしてもらったほうがいいと思うんですけど、CCFの書いてありますので、あと、16 ページの見方な飲み方は要綱のこういう関係なんですけど、HTTR原子炉施設を使用させていただいて欲しいか。
0:28:08	研修なんて内容物についてはHTTRの原子炉施設のものは、配賦。結局コンクリートしかなくて、その他のものはみんなしょう。
0:28:22	そういうふうに見ればいいかだ中水色の部分と白い部分がこの間
0:28:28	どういう意味なのかちょっとわかんなかったんですけど。
0:28:33	現在、
0:28:35	臨界ちょっとあの表のキャノン形成の書き方がちょっとこの、この資料では見えないかもしれないですけども、HTTRの原子炉施設から発生したこのO-1のうちのLにはだけ見るとこの1本だけであって、
0:28:51	HDRの使用施設が今回点検積からずっとカラスコンクリートまでですがこのHDRの小説というのが本数で行くと結構支配的だというふうなものでありますんでCCFの減少率が日ポリエチレン込みくくりと三本っていうことになりますんで、政府の使用施設から出てきたN2 はございません。
0:29:15	原子力規制庁
0:29:31	今色の違いの御質問ということで、いろいろ志賀特に意味合いがありませんのでこちらわかりやすい表の形式で審査会合準備します。
0:29:52	今、何かだから、
0:30:33	ここはノミナルですよ。よろしい回避をしたいと思いますね。
0:30:40	いや、
0:30:41	ちょっととるっていうことで、
0:30:45	ちょっとその点ですね後でほぼ補足説明でご質問いただいているんで、ちょっと先をそこに説明させていただいてもう一度確認していただいたほうがいいかと思えますんで、54 ページ以降をちょっと見ていただきたいと思えますんで、これは、
0:31:03	安心してですか。はい。ECR中央試験炉の廃棄物として処分するというのが一つのガモウです。その通りですh今存在あの昔はですね、ライセンスが四つあったとHTTRをcfそれぞれに原子炉と使用と四つあったんですけども、
0:31:21	今三つ廃止しまして残っているのが1.の原子炉だと思うんでそこで四つの廃棄物を一括で管理しているというのが現状でございます。

0:31:36	そんで 54 ページなんですけれども日立のがモウですねと。廃止した年月ですけれども、HTTRに付随する使用施設、HDRとなんていうのは、同じ土地にあった使用施設というものは 75 年の 12 月に廃止届がこれと
0:31:51	当時はその解体届配送だけっていうふうなセットでやってましたがこういうときに廃止届とでCFは使用する使用施設はちょっと 2 点、75 年の 5 月に廃止届をしております。
0:32:06	わかりました。
0:32:24	続けて 55 ページですけれども、
0:32:30	ええと。
0:32:34	散策 37 ページでの廃棄物の一覧を縦軸にHDR投資Fと並べて書いてましたが、愛知であるという放棄しているものは 1. 原子炉と使用施設を合計したもので政府と表記しているのは、CCFの原子炉と使用を
0:32:52	合計したものが記載されているというふうに見ています。
0:32:57	ページ、
0:33:03	はい。
0:33:05	⑧。
0:33:09	はい。
0:33:10	失礼しました 54 ページに書いてあるじゃないと 55 ページに書いてある絵とp37 っていうのは 38 の間違いです。失礼しました。
0:33:21	56 ページの方ですけれども、こちらは原子炉施設なんですけれども、CCFの減少ですね、こちらは 74 年の 7 月に解体届を出してたということです。そして
0:33:36	教えても原子炉の廃止は、少し遅れて 2003 年ですね、の 7 月に廃止届を提出ということになっております。まずねCCFの場所ですけれども、HTTRのをちょっとお泊まりAID50mぐらいでしょうか。離れてるところに位置しておりました。
0:33:58	はい。以上です。
0:33:59	規制庁の加藤哲
0:34:04	P55 ページで決するを一応何ですかOCN等分けて説明してくださいっていうことなんですけど、それで 38 ページ目で来後押しFは消えましたっていうことなんですけど。
0:34:22	すいませんちょっと私の説明不足かもしれないんですけど、HTTRの中でも、原子炉の
0:34:31	解体で発生したものとそれと使用で発生したものを分けてください。
0:34:36	こともちょっと含んでいまして、例えばもうちょっと具体的に言うと 38 ページのPRの中で書いてあるこの数字の中で、例えば資料で入っているものか格好で書くと、
0:34:52	その中にちょっと工夫のほうに、
0:34:59	はい、了解いたしました。
0:35:10	三つのカトウです。審査会合でのコメントの今度は一番最後、5 番、40 ページです、定期のフォローっていうとちょっと

0:35:24	確認をしたいんですけど、まだー40 ページ目の右のところのサンプリングポイントということで、どういうふうな形で等を選定していくかっていうことを、実績が10 立米未満ごとにサンプリングポイントを複数設定するっていうことなんですけど。
0:35:43	こっち、ちょっと何か御遺体は私がわかりづらいと思ってるだけかもしれないんですけど、表面密度測定結果の最大値を示した箇所を含む約 10 名未満ごとにサンプリングポイントを複数設定するっていうことなんですけど。
0:36:01	例えば壁がありますっていうふうになったら、
0:36:05	壁を 10 立米未満ごとにサンプリングポイントを選定してやるっていうそういう理解で
0:36:12	その通りですので、そのサンプリングポイントとかの点に設定するわけですがそこは必ず表面全部前に行く表面密度測定前面で行うわけですがけれども、そうそうそうそれぞれの結果中数値をお示して最大ポイントを示した場所、
0:36:29	必ずサンプリングすると。
0:36:33	という意味です。
0:36:37	はい。何となく言ったことはわかるんですけど、私がとにかく確認したいのは、メインとして一応全部を対象としているのか、災害となったところから、
0:36:50	ちょうどピットだけを対象としてやるのかっていうこと。
0:36:55	それで、まず壁を対象とするのであれば、12 万全部のところを対象としてやるか、それとも 3.1 ヶ所から近いところだけをやるのか。
0:37:08	それだとどっちが
0:37:12	日立ガモウです。ええと壁を全体対象とするのは表面密度測定でございましてそれ全体に対して行いますんで全体に対して行って、生徒あるぶつ場所ですね。優位な与え示した
0:37:28	部分が出てきた場合にその最大のポイントを必ずサンプリングポイントとして設定すると。
0:37:37	という意味で規制庁の加藤です。すいません。と壁が検出されたら最大結果とか関係なく全面を対象としてやるっていうことですか。
0:37:56	はい。
0:38:02	一つガモウでやるというのがサンプリングで一層目 2 層目 3 照明の後のそれ最大ポイントを示したその領域、
0:38:14	例えば 10 センチとか 20cmとかっていうようなの一寸法の形状データは
0:38:23	やっぱりそうごとにですね、試料採取することになると思います。
0:38:26	思いますよということになります。
0:38:39	ちょっと言い方がいいか言い方悪いんですかね。まずここで言う最大線量測定結果の最大値を示した箇所っていうのはまだのサンプリングポイントを選定する上で必要ですか。
0:38:57	日立ガモウでそれは必要です。その理由を教えてください。
0:39:08	一つガモウですねサンプルは全面に対しては行いませんので、

0:39:16	<p>代表性を持たせもたせるそれでサンプルできない場所を担保する必要がございますので、必ずその前あの前面測定において最大値を示した場所は必ずサンプリングして、深さ方向の汚染の分布を確認するというを行います。</p>
0:39:34	<p>それに全面</p>
0:39:38	<p>そうです。</p>
0:39:58	<p>うん。</p>
0:40:17	<p>一つガモウでちょっと今後の3行のところもちょっと少し詳細にしてわかるように変更見直したいと思います。</p>
0:40:28	<p>町長の加藤です。次41ページ目の個目になんですけど、ちょっとあのな内容がわからなかったのもうちょっと詳細に教えてもらってよろしいですか。</p>
0:40:41	<p>はい、日立ガモウです。使用済み燃料タンク破損燃料タンクというのは、という下面原子炉室の床面のの下2行なんていうんでしょう地下地下といえますかあとピット上にそのくぼくぼんで設置されているものでございまして、</p>
0:40:58	<p>その基盤だところの内側にさすのライニング額を張ってあるとそういうタンクとして使っております、そういうものですので地下の部分にありますので、</p>
0:41:13	<p>そのライニングがですね、</p>
0:41:17	<p>はつるとかっていうことをしたときに、そのライニングの時機能がなくなるとその外からですね、地下水がしみ出てくるというふうな可能性をあると考えておまして、</p>
0:41:32	<p>それはつつ廃止措置を進める上で、上でちょっと具合が悪いというふうに思いますので、</p>
0:41:39	<p>その肉厚6ミリなんですけれどもその半分は残して貫通誤って貫通してしまうということがないように、半分ぐらいのところではサンプリングを行うというふうに考えています。</p>
0:41:57	<p>部長の加藤です。総合しますと、</p>
0:42:00	<p>まずですねあのタンクっていうと、仮に床面で掘り下げられていたとしても掘り下げられたところにタンクがあるっていうイメージをしていたんですけど、そうではなくても、ある意味、きっとみたいな感じになっていてそれをまずタンクと呼んでいる。</p>
0:42:19	<p>そういう理解で</p>
0:42:20	<p>一つガモウでその通りです。</p>
0:42:23	<p>それで等を掘り下げたピットみたいなところにはライニング出してあって、それで地下水の浸透とめているので、ちょっとライニングが波があるかっていうのはわからないんですが、とりあえずその浸透の可能性を考慮して</p>
0:42:40	<p>確認の調査は3mmまでで、それ以上は行わず、NR判断をするというそういう</p>
0:42:48	<p>はいその通りです。</p>
0:42:50	<p>それからピットになってるかっていうのはちょっとわかりづらいと思いますので、少し何か補足するような形で、</p>
0:43:01	<p>はい。じゃピットの配置時の情報がわかるような</p>

0:43:06	ことを加えます。
0:43:11	そっか何かございますか。
0:43:15	以上です。
0:43:18	その他説明の方よろしくお願いいたします。
0:43:23	2 ページ目以降で補足説明に関する御説明をしていただきたいと思います。6 ページ目婚礼は台風の評価というようなところで 31 ページ目。
0:43:38	なりますんで、ツキヤマ、
0:43:41	人ツキヤマです。P31 で指摘事項 6 ていうことで、具体的な事故時や地震の評価なんだから台風の影響は検討しているならば、説明してくださいということでこれは前回のヒアリングのときに回答させていただいた内容と同じです。
0:44:00	それで、追加として、54 メーター/s っていうお話が来てましてそれで 58 ページ目のほうを見ていただきたいんですが、
0:44:13	58 ページ目のほうに気象庁のホームページから持ってきてまして、持ってきた内容をその下のほうに書いてあるんですけども、一応強さとして 4 段階あって一番性猛烈なっていうのが 54 名/s 以上となっておりますので、
0:44:31	前のほうの
0:44:33	P 波指摘事項 6 のほうに書いた最小でも 54 メーターっていうのは 50 名低以上受けて、このような記載にしているということでございます。
0:44:45	それでは次、7 ページ目ですけども敷地境界の考え方ということで、
0:44:54	28 ページ、29 ページ。
0:44:58	一つつけます。ここの部分につきまして、これもヒアリング御説明申し上げた内容なんですけれども、一応 2 番目の 0. のところの表現を見直してございます。当社の敷地境界、
0:45:14	っていうのは弊社の認識ですと、要は話周辺公衆のむやみの立ち入りも資格居住がないということで表現としては当社の敷地境界、すなわち周辺公衆との接点ですということで、その時点で、
0:45:30	平常時事故時の被ばく評価を行っている。
0:45:34	いうふうに表現を見直させていただいてます。
0:45:39	この件に関しては以上でございます。
0:45:44	規制庁の加藤です。ちょっととりあえず途中、すいません、日立さんの周辺公衆としての考え方としては、当社の敷地境界だっていう
0:46:00	それでは次は 8-18-2 個遮へいに関するところなんですんでちょっとまとめて、前回からの変更分ということで説明させていただきます。
0:46:14	26 でございますんで 26 につきましては前回のヒアリングのときに回答させていただいてもっと基本的に同じ。
0:46:24	それで、ただ両括弧 2 番目のところの最初 2 番目のレ点のところの修文をしてございますんで、具体的に減少しての開発の廃棄物の第 5 層からの移送が完了して保管が開始されたと。
0:46:40	ということで表の明確化をしてございます。

0:46:45	大きな変更点は以上でございます。
0:46:49	うん。
0:46:51	引き続きまして次のページP27 でございます、この点につきましては、
0:47:00	大分倉庫の南側の外壁に箇所に貫通孔における開口部がありますので、その部分について、
0:47:11	その影響についてもうちょっと具体化してここに記載してございます。片括弧 1 番目の開口部につきましては、まああの開口部があったとしても外からの距離の戦略部分布にピークが見られないので、
0:47:25	時の距離減衰だけですのでということで各電気がありませんと 2 番目の敷地境界につきましては具体的に南側方向ですSW見ると 10%ぐらい変動すると。
0:47:39	いうことでございますけれどもそれでも今の評価が 9. 指定 10%上昇したとしても約 10 マイクロとで南側の方位はこの点が最大値で、それ以外は線量が低くなっておりますので、開口部があつて線量は増加しますけれども 50 マイクロというし、
0:47:58	目安値は十分満足しているということで具体的な表現をここに記載させていただきます。2 番目の誘発目地につきましては前回のヒアリングのときに、KEM3 のほうから御指摘ありまして、いわゆる清水影響はどうなんだと。
0:48:15	いうところでその時のヒアリングのときには、目標値が非常に低く設定しているよというのと、それから躯体寸法につきましては、施工向斜マイナス 0 でいきますということのお話をさせていただいてますけれども、今回は
0:48:31	さらに質問がございましたので、現状の誘発明示はどうなんだというところで、
0:48:37	調査した結果、誘発目地 2 ヶ所ございまして、壁の外面に、
0:48:43	油圧目地が二つ 20 ミリでありますと、
0:48:46	いうものと壁の内面にも誘発目地があつて、それは準備という計画になってございます。
0:48:53	いう発言地は合計 30mm 欠損するんですけど、実際の施工としてはですね、安全監を紹介させていただきましたようにマイナス公差 0 ていくというところで図面を確認してございますので、特に問題ないというふうに判断してございます。
0:49:09	で、その件に関しましては、あえて質問が来まして、
0:49:15	一番最後の 61 ページ目に記載してございますけれども工場図面等に明示されているはずなので、それで確認させてくださいというふうなお話がありましたので本日面だけを持ち、
0:49:28	しておりますので今ご確認いただければと思います。
0:49:43	これは
0:49:44	これまではこっち側から外側で、
0:49:49	こちら壁のない
0:49:51	で、壁の外側 22 年の明示が切つてあつて実効的に 500 の壁厚があつて、外側の準備と、これ内面で実はここ斜めの目地はまだちょっとこの図面に記載されてなくて、

0:50:05	この 10 ミリっていうのはマイナス公差ゼロのために、
0:50:09	住民に付加して施工するという意味の準備で、これにさらに油圧メディア準備部内側につけて、
0:50:17	というようなことで施工すると。
0:50:19	言ってますので、現状としては、
0:50:23	仕訳の輸血の 500 ミリは十分担保されるよう進め自分の採決がないと。
0:50:30	いうふうに
0:50:42	はい。
0:50:47	はい。
0:51:24	地下に今のお話を確認したんですけれども、条件地区の見解としては 500mm が担保されてこの図面上の外側にあるこの 20 が誘発明示だと。
0:51:38	いう回答をもらってまして、
0:51:42	そこは詳細確認させていただきますんで、ただ、一方で前回のヒアリングのときに、目標値が低く設定しているので十分線量的に療養があります。
0:51:53	いうお話をさせていただいてるんですけれども、今の結果として見ると、壁厚 500 で、
0:52:00	コンマ 25mSv/h と。
0:52:03	いうふうな形で、目標値は 2.6 枚かと。
0:52:06	ですので、極端な話。
0:52:09	壁厚が 500mm から 400 円になったとしても、遮へいの評価としては 1mSv/h 以下ですので、今載せ工場で多少このお話で、
0:52:21	欠損があったとしても、目標値は十分満足できるというふうに考えてございます。以上です。
0:52:29	で、
0:52:51	私構図に示してましたけど示してますけど、今後 NaITO があって、構造に示されているはずですので、増幅していただきたいんですけど。はい。
0:53:01	で確認していただいた上で、今ほど説明していただいたんですね、構えという、
0:53:08	400 になってるんですね、前ちゃいけない問題なくしっかりとめてことですが、
0:53:16	今の説明ですね、これづらだけで説明していただいても、ちょっと間建築の専門でないとわかりにくいんですよということで、
0:53:29	審査会合資料、
0:53:31	本社ですね。
0:53:32	一応仕事就け時間作っていこう。
0:53:36	従事していただいて、
0:53:38	時あのまここで示してですね、本当にこの 500 アプリせよ。
0:53:44	それぞれについてどうかは確認していただきますけど、もしあれだったりしていただいて食い込んでいるようであれば、積めるかさ。
0:53:55	実際

0:53:57	2月からですね、ここの確約はその数字が沢山個人の数字になってございませんっていう説明いただけると。
0:54:12	監事は別に、
0:54:13	わかりました。
0:54:17	調査文化的なんだろうと思います。
0:54:20	そこを御説明わかりやすくいただきたいということで、
0:54:24	ありますのでよろしく。
0:54:26	はい。
0:54:27	人ツキヤマの部材ますただいまのコメントを反映させて、説明資料に織り込みたいと思います。ありがとうございました。
0:54:51	はい。
0:55:20	さらにご質問いただき周辺監視6件は後のほうでも説明させていただきますが、今ご説明しますか、60ページを見ていただきたいと思います。ちょっとつけのほうから、
0:55:33	一つ煙でございませぬ。今の
0:55:39	ことに関連しまして、60ページ目のP23で支援監視区域の線量結果コンマ2本でこれで見ると周辺監視区域外の線量限度の年間1ミリを超えるんじゃないかと。
0:55:53	ということでそういうことであれば周辺監視区域を広げるような変更申請が必要なんじゃないかというようなコメントがきております。それで、ここの
0:56:05	弊社の見解でございませぬけれどもここに書いてますように、一段の周辺監視区域と第5層厚の距離が非常に身近ございまして最短で0.6メートルというふうになってございませぬので、0.6メートルの所載せ敷地境界での線量は0.25mSv/hと。
0:56:24	ということで、単純にこれを1年間に直してしましますと約2.2mSvということで、周辺。
0:56:33	監視区域外で線量限度となっている1ミリシーベルトは超えるということになります。ただし、この周辺監視区域外では一般的な周辺公衆の居住はありませんので、
0:56:48	0.25mSv/hに対して、
0:56:53	8760時間を1年間そこにフルでいるという想定は、
0:57:02	保守的すぎると、
0:57:04	なぜならば対象というのは人であって、その今回の弊社の場合ですと、周辺監視区域外になるのは、
0:57:14	要は、業務従事者もしくは事務員その他
0:57:19	となりますんでそういう観点からすると。
0:57:22	年間の
0:57:25	労働時間というのは2000時間というふうに考えると、0.25mSv/hに対して2000時間/年ということになりますので、1年間当たりで0.5mSv程度と。

0:57:40	ということでの線量限度 1mSv/年は十分に満足できると。
0:57:45	いうふうに判断してございます。
0:57:48	以上です。
0:57:55	規制庁の加藤です。
0:57:57	当初の
0:57:59	ちょっとすみません、私の理解が足りないのかもしれないんですけど、発展を形成するかってのは、原子炉引き継ぐの安全審査における一般公衆の線量評価についてというものがございまして、
0:58:14	その中の線量基準については、法令に定める一般公衆の基準はICRPの勧告に基づき、原子炉施設については、周辺監視区域外の線量限度として1年間につき実効線量について1点。
0:58:32	ていうのが定められているというふうに理解をしておりますが、ここでは
0:58:39	今回の一つさんの事業等は若干違うことができるところで大間のしっかり周辺監視区域外の線量限度としてというふうに書かれておりまして、そこの見解についてはどんな感じに一つ煙がございまして、
0:58:56	今ご紹介いただいた通りでございましてでもそのときに、周辺監視区域内では一般公衆の居住はないと。
0:59:06	いうのが前提でございまして円滑聞けないっていうのは一般公衆の居住はないと。したがって、周辺監視区域以外は基本的に、周辺公衆の居住の可能性はある。
0:59:19	なので、今の安全審査指針のところでも周辺公衆に対して、
0:59:26	周辺監視区域に対して線量限度は一般公衆に対して1mSv/年ですと、
0:59:33	ということです。
0:59:34	しかしながら今回のSTARでは冒頭御紹介させていただいたように、当社の敷地内で一般公衆の立ち入らできないので、対象者が周辺公衆ではなくて、業従事者もしくは事務棟にいる人部位。
0:59:51	ですよと。
0:59:53	以上ここの周辺監視区域の外で居住はしませんと。
0:59:57	ということです、年間宛の8760時間をそのままべたに張り付でそのエリアにいることはない。
1:00:07	ということで現実的に2000時間等を考慮すると0.5mSvですと、
1:00:13	いう判断をしております。
1:00:16	はい。
1:00:26	はい。
1:01:39	次の通りなんですけれどもそのときに、年間の線量限度ということになりますと、当然ながら、その周辺監視区域外の対象者、
1:01:51	の
1:01:53	今どういう状態で、その周辺監視区域境界、
1:01:57	になるのかという時間の概念が当然出てくると思うてまして、

1:02:03	一般的に周辺監視区域外で 1mSv/年であれば、一般的に考えて、従来の炉でも考えているのは、単純にそれを 1 名シルト/年は 1760 で割って、それ以下に
1:02:19	次官宛の線量率を管理すれば、それはもう超えることはないよねと。
1:02:24	いう考え方が一つあると思うんですけども、今回の場合ですとしてもうすでに廃止措置で運転をしていないとそういう状況で周辺監視区域の外でどういう人間に対して 1mSvを満足するんですかと。
1:02:44	いうことになって弊社の判断としてはそれは対象者が限定されますよねと。
1:02:52	いう理解をしております。
1:02:54	20 ページ。
1:04:51	施設ではございます。敷地境界等周辺監視区域に関しましては、今トガサキさんおっしゃったように、周辺監視計器の敷地境界の中であっても収益監視区域の外であれば、人が居住すると。
1:05:06	いうことは、これは現実的にもありますし、それは別に法律消費何の支障もないと、それは逆に言うと、周辺監視区域内には、
1:05:18	やっぱりその周辺監視区域という観点で立ち入りが防止されている。
1:05:24	そのための周辺監視区域で、そうすると、あくまでも周辺監視区域境界で 1mSv/年。
1:05:33	いうことは、
1:05:34	いかなる地点
1:05:36	でもそれを満足すると。
1:05:40	いうことであれば周辺監視区域の外側に常時人がいれば、その人に対して 1mSv/年を満足しなさいってことですよね。
1:05:51	今回の場合ですとその周辺監視区域の外は、
1:05:55	当社の敷地境界内ですので、
1:05:59	だからその規制上管理できないんですけどね。いや規制上はですから当社で敷地境界は、後でも出てきますけれども、廃止措置期間中は維持すべき設備として管理をします。
1:06:14	進まないとかっていう人が進まないっていうのは当然市況課内にあの周辺公衆がんんみだりに南の止めというか、可能性のないられる可能性はございますんで、それは将来的に当社の敷地境界が変更
1:06:32	そうするとといった場合にはその境界を見直すんでそれに応じて評価を見直すということを今計画してございます。
1:07:10	委員長の加藤です。今
1:07:15	トガサキの質問なんですけどもちょっと私の理解で言うと、
1:07:20	前の評価はちょっとどうだったのかなっていうの前ちょっと質問をさせていただいたんですが、玄海のその周辺監視区域を縮める。

1:07:32	そういう申請のときには、評価値ではなくて、実際に測った線量、それが辺りがゼロだったということで、周辺監視区域をどンドンちっちゃくといったそういう申請があって、それを使っている。
1:07:49	なんでそれで評価でいいんですかっていうと、確か前回とか前々回かの確認をさせていただいたんですけど、ちょっとそこはわからず、そういう結果をもとに、周辺監視区域を時締め切ってそういう気があるっていうふうに理解しておりますまずそれでよろしい。
1:08:12	その通りです。
1:08:14	カトウっていうので今まで周辺監視区域いいにおいてをしっかりと評価をやって1ミリを担保をするっていうそういう説明はSASTIKなかったというふうな理解をしているという理解です。
1:08:33	それでは説明をしていて評価値では説明。
1:08:37	それでいいですか。
1:08:39	測定器と評価値、
1:08:46	評価替え等、
1:08:51	日立ガモウで3の燃料も保管してた実態時期がありますので、その辺迷走成分などがありまして、そういったものは評価もうまく加味していると思います。
1:09:04	規制庁の加藤です。そうしますと、燃料とかを搬出した後において、周辺監視区域を縮めていったときの評価においては、
1:09:19	評価値ではなくて測定器でやっているところで、評価値で1mmを担保するっていう評価してないっていうか、
1:09:33	そうですね。過去の縮めていった
1:09:37	ええと、中国の燃料がなくなった後の話ですか。
1:09:42	うん。
1:09:44	燃料がなくなった後の評価としては廃止措置計画の再一番最初の申請人になりますので、それは実測の評価になっております。
1:09:55	カトウです。つまりは要するに周辺監視区域で1mmを担保するっていう評価値での説明はしていないっていうことで、
1:10:05	はい、燃料搬出後についてはその通りです。
1:12:47	日立ガモウです。ちょっとトマト当社の敷地効果に対して何も規制できないんじゃないかというコメントに対してですね一応考えてございますのが59ページなんですけれども、
1:13:05	ここ重機の敷地境界外の話もしておりますが当社の敷地境界は、
1:13:13	ちょっと略しますと結論だけ見ますともっぱら廃止措置に供する施設ということで、維持すべき施設に加えて管理をしていくというようなことを考えておまして、これでそこにちゃんと人が住む人進まないとかですね、みだりに近いようなならないというようなことを担保して、
1:13:32	それで実効線量1ミリ事故線量というのはあくまでも守るものは人ですので総勢を担保していきたいなというふうに考えます。

1:14:52	手元ではない。
1:14:56	そして、公衆の被ばくを規定するっていうことは難しいっていうか、
1:15:08	一つつけます今のトガサキさんの意見を集約させていただきますと、基本的に研究炉規則で定められている周辺監視計器は生きていて、周辺監視区域に関わる線量限度は1mSv/年ですと、
1:15:25	それはクリアにする必要がありますと、一方、廃止措置期間中において、
1:15:31	平常時事故時の周辺公衆の被ばく評価については、それはいろんな条件を例えばむやみに人が入らないというような条件を維持管理すれば、当社の敷地境界で評価することもやぶさかではないと。ただ、
1:15:48	今の研究炉規則の中の周辺監視区域境界についてはそれはマストですと、
1:15:55	いうことで理解をさせていただきました。それに対しては、どういう対応するかはですね、
1:16:05	検討させていただければと思います。基本的には
1:16:09	今の遮へいやつ。
1:16:12	例えばですね、もうちょっとふやして、
1:16:16	年間1ミリシーベルトになるような周辺監視区域で1ミリシーベルトになるような再発を設けるとかですね。
1:16:25	そう計器に関してはですね。
1:16:27	そういうことを思う含めてちょっと対応を検討させていただければと思います。
1:16:36	その場所を移動するってセンター、
1:16:43	あれば触媒性の意識、周辺監視区域を広げている理想並行本番資本的情報。
1:16:53	明日ツキヤマですそういうご意見も前回のヒアリングのときに承ってまして、私どもの考えとしましては、今これから本格的に
1:17:05	海田さんも含めて作業が本格化するときに、海田さんに伴っていろんな機材とか、発生する廃棄物の仮保管とか、そういったものの場所、スペースが必要でしょうと。そのスペースはやっぱり北側のほうに、
1:17:21	取っておきたいと、広いところで、あそこに層厚置いてしまうと逆にその解体解体さんに関わる機材とか廃材を受け盤がなくなってしまうので、現状としてはそこも含めて、今の敷地の中でおさまりたいというふうに考えてございます。
1:17:38	なので商売も選択肢の一つでございますけれども、あとはその敷地境界外で
1:17:45	線量限度1mmを満足させるかどうかという二つ三つの選択肢があると思いますので、そこについてちょっと持ち帰って検討させていただければと思います。
1:17:58	今洪水事実なんですか資料上のほうからもあった場合の対応っていうか、そのときってどう消費審査会合用の終了いたしたいと二つとあって、
1:18:14	これでいきますと、それで1から質問をさせていただいて、納得して、違う方向に変えるっていうのはありなのかもしれませんが、そういうふうな決断だと多分資料を修正する形になるのかな場合、
1:18:32	いろんなほかの一つでございます。

1:18:39	一応今の私どもの申請させていただいたときの判断理由を御説明させていただいて、しかしながら集中監視区域がマストですと、それは当社の資料、一般公衆云々ではなくて、協会で満足しなさいと。
1:18:56	ということに対して、明確ではないというような御指摘が多分その場でされる。
1:19:03	ので。それに対するいくつかのレスポンスと今ちよっとここで議論させていた内容を紹介させていただいて、方向性としてどうするか、その時にまた御説明させていただければと思います。結論から言いますと、資料をそのまま
1:19:21	はい。結晶がうまくまで申請した内容に対するありがとを考えをお示して、それに対して次の4月の会合で、
1:19:29	議論させていただいてその結果でとるかというのを決めたいと思います。
1:19:37	ありがとうございます。そうしましたら説明のほう続けてください。それじゃあ、ニッピ氏名の、
1:19:47	9番ですね。火災報知器の所修文も含めて検討をされていることで所修正してまずんで、32ページを
1:20:03	30
1:20:05	日立ガモウです。
1:20:09	前回の面談ですすね速やかに消火が可能というものに対して、それは言い過ぎではないかというコメントでした。それでどんなことが火災が起きたときにどんなことが起きるのかということと32ページに管の上のほうに書いてます一つ目のレ点で、
1:20:27	まず第4層5第5層原子炉室に設置している火災の検知器が火災を検知すると、事務棟ほかにおいて火災発生知らせる音が鳴ると、その音によって火災認知した職員消耗岩以下を実施ということで通報を行う初期消火を行うということを行うというようなことを行いますので、
1:20:44	これがとそ果たして速やかなのかということに対してということでこの位下に書いてあるような修文を考えております。
1:20:54	はい。
1:20:55	次の2ページ、10-1ですけどモニタリングポストの件は、
1:21:04	ちょっと追加で御説明させていただきます。45ページです。
1:21:15	日立ガモウでございます。戻りモニタリングポストがない理由はというご質問でしたが、設置許可を見ますと、放射線管理施設という区分の中の記載なんですけれども建物周辺地域のモニタリングについては定期的に同様モニターで測定を行うかまたは試料採取し測定を行うことにするというふうになっておりまして、
1:21:35	メンテナンスのトップ当初からすすね通し説明モニタリングソフトはあそこストアないというのが運転中の許可内容でございました。現状は以下の通りということで書いておりますがご存知ご承知粘性を済み燃料搬出済みですと、それで保管法科廃棄物保管しているということであって、全然施設から連続的に直させて
1:21:55	物質の放出がないという状況がどっと状態にあります。ただ今後行う解体3つというのがありますけれどもこれについては堤外組織計画の添付2.1.1です

	けれどもこの通り空気中の放射性物質を能動的に測定して関するという ことで、
1:22:11	日 3 保安規定にですね、これも認可いただいでるものでございますが放射性物質の飛散の恐れがある作業を行う場合には、こういう管理をするということを書いておられますので、もともと断つというふうなことを規定で定めておられますので、増すということでモニタリングポストは、
1:22:30	ないと。
1:22:33	従って毎時設備にも入ってないということになります。
1:22:37	ちょっと同じ質問を続くん、スズキで 46 ページ、47 ページを作って説明させてもらいます。
1:22:44	次 46 ページなんですけども、そんで新事務棟には火災方式の受信機があるということなんです。佐賀とモニタリングポストについては先ほど言ったような装置がないものからありませんということなんです。児童のホーチキについては火災の対応の際の対応するために必要だ。
1:23:03	ですというふうに認識しますので今後はこの機能維持すべき施設として管理したいと思えます。ただ生前事務棟がですね何らかの事象によって昨日の中被災したと、それでほぼ火砕測方の時知ることができなくなっちゃうというふうな機能喪失した場合には、
1:23:21	復旧までの間は大体設備を置くとか仮設の火報設備というものを設置するか、100 枚によって各巡回の強化という団体手段を講じるということとしたいと思えます。
1:23:39	この辺までですかね、スズキ町は次行きますか。
1:23:46	これ、
1:23:51	水。
1:23:52	またちょっと次 47 ページ、維持すべき設備として周辺冠水区域のフェンスがあるのですが敷地境界のフェンスがない理由ということなんですけれども、
1:24:05	こちらはこちらの敷地評価のフェンスがないというこの式月岡へは
1:24:12	当社の式周辺境界のフェンスというふうな質問、御質問の趣旨と理解して下に書いておられますけれども、まずこの作業の最初の 2 行ですけれども、解体時の完了をですとかを果たせ答え配分が廃棄物の一部排水伴って施設に起因する線量が小さいことと、
1:24:31	ということで、JA段階的にですねここに書いてありますので昭和 53 年 55 年 60 年という解体東京を変更しまして周辺監視区域を段階的に縮小しております。また燃料が搬出が完了したということで、平成 18 年に許可を縮小するという形設置許可の変更を受けておまして、
1:24:49	懇今般提案提出廃止措置計画変更申請書の本文 4 ポツの通りの敷地の状態となっております。人従って当社の敷地境界検査原子炉施設でないため維持すべき原子力つく説明含めていなかったというわけでございますが、先ほどの質問とかぶりますけれどもここ

1:25:09	口臭が入ってこないようにという観点でもつばら
1:25:14	設備として、当社の執拗演奏管理していくということを考えております。
1:25:22	スズキではほとんどのページの順番になってきますんで48ページ目を見ていただきたいと思います。前回もありましたけど、土砂災害区域の近くにあるけど、その影響のみについて示すことということで、
1:25:39	そ前回の面談以降ですねいろいろ評価結果などを見直しをしまして回答として、今、今日準備しております。第4台そこそこは急傾斜地の上端が10メートル離れた位置に設置する計画であるということですけども。
1:25:58	この周辺のボーリングの結果からですね設置場所は除湿は例外になっているということですねどう土木う切り動向とか遮へい安定構造指針では泥岩が困難ということですけども勾配の
1:26:15	標準値は0.7ということで、九州斜面の勾配としては約55°としているということです。倉庫前の斜面の勾配はですね幾つかとっておりましてそれですべて
1:26:31	30度以下ということにいう結果が出てますんで、斜面としては十分に安定しているというふうに判断をしております。
1:26:41	またですね、第4層古代湖倉庫は泥岩層思想とする岩相凹地思想とするということで計画をしております、機器基礎レベルで審査に達しない場合は、地盤改造もしくははららプロコンクリートを置換すると。
1:26:58	というような対策もとるということに考えておりますんで。以上からですね、第4第5層こそ設置場所は土砂崩れによる装荷の影響はないというふうに判断をしているということで考え方を示させていただいております。
1:27:17	ちょっと続きで49ページ目ですけども換気扇の
1:27:24	これ前回の面談と書いてませんので説明を省かせていただきます。
1:27:28	50ページ目火災報知器の受信機の件については、これちょっと補足説明させていただきます。
1:27:42	これ先ほどの名棟前の説明をした日立のガモウでちょっと火災区画重複する。
1:27:48	ようなことになりましたが、現状どのような設備になっておりということとどのように起きたときにどのように対応されるのかということです。まず原子炉出題の倉庫代を損なわ内装品として証明をケーブル等の可燃物がありますけれども建築基準法に定める。
1:28:05	10年以上の材料を使用しているということで内部火災のポテンシャルは低いということで以上には至らないというふうに判断をしております、常勤かからず、仮に内部火災が発生した場合の対応はいかが示すということで書いておりますが、こちらは先ほどの説明と重複した追加以下ちょっと省略させていただきたいと思います。
1:28:25	ただ50、次のページ、51ページ目の電源の件ですけどもこれ前回の面談と変わってますので、説明は省かせていただきます。
1:28:40	そっちじゃ

1:28:43	もうね。それと、じゃあ電源 51 ページですけど 59 ページ目で追加でご質問いただいているんですけども。
1:28:52	6059 ページですね。
1:28:55	維持管理設備については現状周辺監視機能のエントリーしていると認識しかし火災対応や電源の教育など維持間接に書いてあると考えれば、周辺監視宿題という所力除外されているというのが御指摘いただいていますんで、それに対しては、
1:29:11	火災報知設備へと電球見る当社の敷地境界は減少施設の敷地外ということで、時すべき機能がある設備という辺まあしませんでしたけども、もっぱら魚廃措置に共通施設として実施すべき機能がある。
1:29:28	そして、こんなことを考えていくということで進めていきたいというふうに考えております。
1:29:37	ちょっとページ戻ってもらって、52 ページ目外部火災の件についてちょっとツキヤマの方からです。
1:29:43	一つがございます。P52 ページで指摘事項 15 ということで、自己評価の想定事故で外部火災について説明してくださいと。これは前回のヒアリングのときにもう一度御説明させていただきますけれども、ちょっと
1:30:01	回答表現を見直させていただいています。
1:30:05	初めに外部火災の前に内部火災についてですけども、内部火災につきましては第 4 第 5 号で特に収納物。
1:30:13	それから金属それから建物の中の可燃物と基本的に 10 年以上で、難燃
1:30:21	状態ですということで、それから初期消火も可能で用途が燃焼するリスクはないから想定事象達しないというのを前提にしてございますんで、これに対して
1:30:35	今回部火災についてどうなんだというご質問でございますので、外部火災の扱いでございますけども、基本的にしてやるとしてはこれは廃止措置期間中で外部火災について、これを想定事象とするということ自体は、
1:30:52	対象外ということで、基本的にこの対応につきましては、STARの想定事故ではなくて、病院のDBAという観点で、ここに影響評価について、見解を示させていただいています。
1:31:07	で、外部火災について、
1:31:10	学校方が 9 時から三番まで書いてございまして基本的にグラム火災が発生してもですね、第 4 第 5 週。
1:31:19	倉庫の周辺が 5 メーター。
1:31:23	程度
1:31:24	には可燃物がないので、建築基準法からすると、外部火災によってそう解釈する可能性はないと。
1:31:31	それから、同じように、仮に外部火災が発生したとしてもですね倉庫自身で一定期間は耐火性能を有すると、例えば第 4 層構造であれば、壁が不燃材で倉庫の中の不燃材の有形金属ということで、

1:31:47	40分ぐらいは耐火性能が期待できるという課題がそこは第50cmということで、日間相当の対価が期待できると。
1:31:57	ということ。それから消防署が近隣にあって、これら解決
1:32:03	性能が維持できる間に本格的で消火活動可能でしょうということで、
1:32:09	外部火災に対して第4第5倉庫
1:32:14	なお、延焼
1:32:16	それから一緒に伴って層厚の中に保管するよう検証する可能性は小さいというふうに進めさせていただきたいと思っております。
1:32:28	続きまして高高13ページは、燃料のことで、先ほど終わりました。
1:32:34	54ページの55ですね、1件残っているのが、
1:32:40	57ページで解体委員の
1:32:46	C、廻谷の対象物に対しても説明をしてくださいということがいただいてましたんで、42ページに記載してありますんで。
1:32:57	これからものを御説明させ、
1:32:59	はい。
1:33:02	42ページです。日立のガモウです。解体におけるNRの判断というのを行ってまずけれどもその概要を説明させていただきますと絵と主な対象物縦軸に廃棄塔希釈そあとそれから、RIとしてベース準備室等々のへがですね。
1:33:20	あとそれから下のほうに送風機室電気室というような部屋がございます。排気塔ですけれども、こちらまずですね表面密度測定というのを前面に誤りが置いてありまして汚染が検出されるということでしたんで代表サンプル測定においても1000は検出されなかったんですけれども、
1:33:37	放射性気体廃棄物との接触のある表面ということで、1ミリを除去しまして、確認測定ご縁のあると判断しておりますで希釈そうですね、層面密度測定結果泡を汚染は検出されなかったと。
1:33:53	ということなんです、代表サンプル測定結果を踏まえてですね、液体廃棄物の接触のある表面部分を分離除去しております。側面については1mm以上と低迷に通算mg以上ということ、そういうはつりを行いまして、確認測定を行いNRと判断しました。
1:34:12	またRI準備取扱室準備室え等々の部屋でございますけれども、こちらは解体Iaの記録がございまして、ここで書いた位置でですね汚染の可能性のある部分は分離状況付与されていてさらに確認測定もされていると。
1:34:29	ということをおとそれからその後の使用履歴、まああの汚染物の扱いがないとかってということですけども簡単に言いますと、そういうRI使用履歴からへのあると判断しております。
1:34:38	あとそう吹き一番下の送風機電気室の入退館率なんですけどもこちらは使用履歴からなると判断して汚染を取り扱ったりできないということでこのような判断のやり方を行いました。
1:34:52	はい。

1:34:53	これらについてはですね保安検査でですね担当の検査官の方にも確認いただいております。
1:35:03	以上が、
1:35:05	公表したものです。はい、気づきを確認することを今の点なんですけど、これは私もちよっと質問の書き方を伝え方が悪かったのだと思うんですけど、まず確認ですけど 42 ページで書いていないの判断の概要っていうことです。
1:35:23	要員のポンプからの改訂 2 の機能の判断の仕方に P40 ページに示していただいた会議を説明していただいて、
1:35:38	それで、42 ページに簡単に時っていう MR の判断を 40 ページの考え方が一緒っていう理解ですか、日立ガモウと同じ考え方をしております。
1:35:50	了解しました。それともう一つですね、その結果どうでしたかっていうところで NR と判断したっていうことを記載していただいていると思うんですけど、その結果、どれくらい出たのっていうところなんです、NR がどれくらいとしてきました。
1:36:08	はい、日立ガモウで制度全体でですね 700 トン。
1:36:13	づらい出ておまして、どっかに書いてあるということで動いて行ってるんです。
1:36:20	輸送 700 飛んでたように、
1:36:31	それと違う量もできるんじゃないかっていうところは、その通りです。はつったかつ
1:36:39	初デブリ除去したものは NR でありませんので、それがドラム缶に収納しておまして、
1:36:47	どっかに書いてあるんですけど、38 時間。
1:36:54	170、
1:37:04	これから
1:37:06	はい。
1:37:09	はい。
1:37:11	田地スズキですと 38 ページの第二段階と書いてある表の部分の L3、HTTRL3 の部分にある 0.67 トンというのが、希釈所希釈宗谷排気塔を削った
1:37:26	はつりへん。
1:37:28	に該当する廃棄物ですね、NR としたものは 750 というふうに
1:37:37	記録がございます。
1:37:40	はい、市長の加藤です。大体わかります。ちなみに ONR と判断した 750 とについては、これは搬出済みということで、産廃と引き出されている。
1:37:55	はい、日立ガモウでその通りです。
1:38:03	原子力規制庁の戸ヶ崎です。その 3 さっきの 38 ページの 0.67 っていうのは、解体 22 で出たものっていうことでいいですか。
1:38:13	そうしたらそれがちよっとわかるようになってたほうがいいのかと、あと解体に 2-1 のほうで、
1:38:20	39 ページのほうでは排水配管っていうのがあるんですけど。

1:38:30	先ほどの説明が
1:38:35	その次ですか、41 ページ。
1:38:39	これは、
1:38:41	クリアランスなんですか。
1:38:45	床下配管、クリアランスにする。だからあれが、その判断基準が必要なんじゃないでしょうか。
1:38:52	ただちゃんと上に
1:38:56	39 ページで書いてある解体 2-1 で書いて対象となるものっていうのはこう図とか、説明で書かれてるんですけど、その
1:39:09	クリアランスとかですね。
1:39:11	の
1:39:13	判断
1:39:14	これはなぜここ 41 位になるだけの判断なんですか。
1:39:21	クリアランスの判断っていうのは、
1:39:23	どっかにありましたよね。
1:39:27	日立オオウラ 40 ページ上の表はNRの判断ですので、排水配管についてはくりANSの判断はまだ最終的にやるんですけども、当面ですねクリアの対象商品として管理をしていくという計画で、
1:39:44	判断を別途行うことにしてます。それは別途あの
1:39:48	プレス判断の申請をするという段階ですねそれといつの時期はまだ決めてませんので、対象として管理をしていくということです。
1:40:05	原子力規制庁の戸ヶ崎です。そうすると、さっきの 38 ページなんですけど、クリアランスあの 0 っていうのは、
1:40:15	わかりました。と記載します。ちょっとまずくなる中で、ちょっと書くのもあれなんでもちょっとそこはわかるように、はい。はい、そうですね、おっしゃる通りでそこわかるように修正させていただきます。
1:40:34	とかそれぞれとですね 40 ページの左下の注釈で 3.1m 以上離れば旺盛対象外となることを評価で確認しているっていうふうに書いてあるんですけど、今度の評価で確認しております。
1:40:52	ツキヤマでございます今回申請しました解体さんで発生する廃棄物のときに原子炉周りの評価をしまして、そのときに、中性子の線量率が 6.25mSv/h 以下の療育もあわせて評価をしております。
1:41:10	少量持続ステーションのトガサキとしてその評価の説明っていうのはどっかにありますか。
1:41:16	線量率の評価ではなくて、原子炉もあるんで中性子束の評価のフローについては変更申請書の中に記載してございます。
1:41:25	こういうやり方で中性子束を求めてその中性子束の基について、対象となる部材の放射能の評価をしましたと。
1:41:35	いや、

1:41:37	. 1m以上離ればっていうとの関係なんですけど。
1:41:41	その評価結果ってというのが申請書にあるかどうかですけど、申請書には記載ございません。
1:41:49	委員長の規制者のトガサキ、そうであれば、この評価の根拠ですね、それを示してもらおうかと思えます。はい。一つかもです。了解しました。
1:42:01	はい。
1:42:05	規制庁の加藤です。先ほどちょっと出たんですが、クリアランスのゲームです。これ先ほどの排水配管ですか。
1:42:16	こちらとかっていうのはクリアランスの対象P41 ページですね、クリアランス対象とするということで、クリアランス対象としますがまだ判断はさっきということなので、こちらについても第4層の方にまず保管をします。
1:42:34	それとこどういうふうにするかわからないんですけど、クリアランスの判断をして適切に処理を数字化した通りです。はい。
1:42:49	。
1:42:56	ほかに何かございますか。
1:44:28	じゃあ、
1:44:44	検討させていただいたというかですけども、一つの例ですけどもそのコメントは前回もいただいていますんで、その保険踏まえて、審査会合のときに入れることで対応させていただきます。
1:45:00	施設でございます。
1:45:19	それから、
1:45:27	どうぞ。
1:45:30	以上です。
1:45:43	いや、
1:45:49	すみません。
1:45:51	はい。
1:46:08	ということで、
1:46:21	はい。
1:46:28	はい。
1:46:30	ここで、
1:46:32	まず、
1:46:36	はい。
1:46:39	はい。
1:46:43	おそらく、
1:46:45	ちょっと確認なんです。
1:46:47	を考えますので、ちょっとそういう
1:46:51	申し上げます。
1:46:54	一つがございます。1点確認なんですけれども今回申請させてもらってる第4第5層高につきましては、

1:47:04	これまで御説明してます通り耐震Cで、一般建築物相当で、そういう観点で、今キムラさんの方からお話がありましたいわゆる滑り安全率みたいな評価もラストということなんでしょうか。
1:48:27	はい。
1:48:34	はい。
1:48:36	どうぞ。
1:48:57	はい。
1:49:08	はい。
1:49:14	一応ですね人たちの上ですけども泥岩層に支持をするという計画にはしてますんで、そこである程度とれるかということをおっしゃったところ、コメントいただいた点はちょっと引き続きですねちょっと整理させていただいて、
1:49:31	審査会合自動的に何か御説明させていただきたいということで、今いただいたコメントについては了解いたしましたので、そこを踏まえてちょっと修文なり答えを変えていきたいと思ってます。はい。
1:49:43	はい。
1:49:49	室長の加藤です。先ほどちょっとですねキムラのほうからた1すべき機能P59ページに対してなんですけど。
1:50:02	キムラの方からは他の消火設備についてもエントリーすべきなんじゃないのっという観点での質問だったと思うんですけど、それを私はちょっと幅が広いと思っております、もともとの考え方としては、周辺監視区域内のものが、
1:50:20	維持すべき設備施設だということで等を考えていたものが今回その枠が外れたわけですね、維持すべきっていうのは別にあの周辺監視区域内外のものもあると。
1:50:35	そう考えたときに、ここに挙げたもの以外でもですね、etすべきものがあるかどうかという観点に立って、ここにエントリーすべき設備っていうのを整理して検討していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
1:50:53	その上で、了解いたしました。
1:51:10	あとですねと案規定のほうもあるというふうに思っておりますが、L1 前回さらっとは説明していただきたいわけですよ、今までのこういう認識でよろしいですか。
1:51:25	日立ガモウですねはいそうですねちょっと短時間ですが、全体、佐賀とやらせていただきました。
1:51:32	どうします。いや私はちょっと
1:52:04	はい。ちょっと保安規定のほうをなんですけど、ちょっと私のほうで説明していただきたいなと思っていることについて伝えたいと思っております。
1:52:22	ちょっと細かいところもありまして、細かいところで言うんですね、マエダの6ページ目。
1:52:32	これは単に向きが変わっているだけだと思うんですけど、これはきちんと関わっていないっていうことでもいいんですよねっていう確認。

1:52:46	人たちがもっとそれは変わっておりません。わかりました。はい。それとあと希すいません。層厚が第4層5第5層が増えてますその部分。
1:52:56	監視区域の境界は変わってないという理解でよろしいですか。
1:53:01	はいその通りです。
1:53:04	この9ページにて、
1:53:12	これはどこ細かい話なのかもしれないんですけど、現行のところに書いてある河川の搬出っていうことの中にはもう右の事業所の外に早くってという意味が含まれていて、
1:53:29	もともとの趣旨は変わっ変わらないんですけどっていうことを示していきたい。日立ガモウでその通りです。これ正確な用語を使用しました。
1:53:41	次に、
1:53:42	時もですね。今回委員もともと27条の放射性固体廃棄物に入っている腐食の状況の確認っていうのを放射性固体廃棄物の管理からは削除するんですが、29条の遵守確認のほうに、
1:54:00	持っていきますと、これはこっちのほうが適切でしょうということですよ。
1:54:06	ちょっと変更後の廃棄物の腐食がないことに待機は品のところに※が打ってあって、ファイバースコープ等もきい目視確認をするっていうふうになっているんですけど、そこについては具体的にどうやるかっていうのを確認させていただいていうのがあったんです。
1:54:26	ガモウでそれについてはちょっとこの場でというよりもちょっと地域自治会の方がいいかなと思いますので、はい。
1:54:32	検討します。
1:54:34	それと、ちょっと私の中で大きなコメントかなと思うのが2点ございます。まず12ページ。
1:54:45	今回新しく新法案規定ってこれは分かれていますか。それから施行になった場合、旧来のその保安規定と使用機器っていうのが期間によって、
1:55:01	かぶったりかぶらなかつたら新しい方向に移動したという形になると思います。そこを今回の申請書を出はどこですかという付則で見ますという形で、
1:55:16	それで、付則に書いてあるので。全くわからないっていうわけではないんですけど、あの申請書前から見ていっているところ見たときに、
1:55:26	動いては、この状態が、現状がある会長段階のものかということが示せていないと思う。
1:55:35	いつもで不足で書いてあるだろうというのは理解はしているんですけど、もうちょっと自分を例えば済みで書かれているこの図の状態は道路状況の段階の
1:55:48	ものなの。
1:55:49	それとあと、ここに書いてる状況情報についてはいつから適用になるかっていうのをもうちょっとわかりやすく整理する必要があるんじゃないかなと思っております。
1:56:01	それとあと、最後にですね。

1:56:04	ちょっとこれもう、
1:56:06	もしかすると資金のあたり前のことなのかですけど、第4第2部層、広報。
1:56:15	おっしゃる恐れのない管理区域に設定するってということなんですが、
1:56:22	例えば
1:56:26	実用炉とかの廃棄物という他とかになるとやはり婦人管理について。
1:56:33	この補填の恐れのない管理区域とかに設定をいう形にはならないと思ってます。今回の補填の恐れのない管理区域が何になるのってなると、多分汚染検査役指摘たり持ち出しの
1:56:49	先月とかないのでは除外されるっていう形になってると思うんですけど、その一般発電どうとかに比べて今回こういう処置をするから、汚染の恐れのない管理区域の定義できて、
1:57:05	例えばホッカンが終わったらそれ以上何も一切ですね。
1:57:10	立ち入らないとか、そこではドラム缶はけないとか、
1:57:15	要するに、汚染の恐れがないっていうのは何で担保するんだってところだと思っておりますので、
1:57:22	そこがちょっと説明できないという何かここが汚染の恐れのない管理区域に設立するんだってってところになっちゃうような気がして、
1:57:34	僕もちょっと少し詳細に説明していただきたいと思っております。
1:57:42	人たちがモウですじゃあその押すんその汚染の恐れのない管理区域に設定できる理由のところを補強してくださいというコメント取り返しましたのでちょっと検討回答検討させていただきたいと思います。
1:57:58	ほか、何かございます。
1:58:07	一つの方から何かございますか。
1:58:15	はい。
1:58:16	はい、じゃあよろしいですか。はい、じゃあ本日のヒアリングこれで終わりにしたいと思います。やっぱり様でした。